

議案第 71 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本義会の議決を求める。

平成 18 年 6 月 9 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 18 年 6 月 16 日 原案可決  
三朝町議会議長 牧田武文

1 無償譲渡する財産の内容

施設の名称 三朝町農林産物展示販売施設（愛称：楽市楽座）

建 物

所 在 東伯郡三朝町大字大柿 5 9 1 番地

構 造 木造平屋建て

面 積 2 6 2 m<sup>2</sup>

建物に付帯する設備 一式

2 無償譲渡する相手方

所 在 東伯郡三朝町大字本泉 3 8 1 番地

名 称 有限会社グリーンサービス

代表取締役 坂根 國之

3 無償譲渡の理由

農林産物の展示販売施設として設置した施設であるが、所期の目的を達成したので、用途を廃止し、管理運営を委託していた有限会社グリーンサービスへ無償譲渡することで、さらなる農林業等地域の振興に寄与することとしたい。